

足立区立第九中学校の学力向上の総合方策について

学力向上

学校の特色を生かした日常的な取組の充実
家庭や地域との連携・協働の強化

やる気・やれる気・根気(体力、豊かな心)
正しい生活リズムの確立
生徒を取り巻く環境の改善・充実

教科等の楽しさ

学習習慣の確立

学び方等の理解

自尊感情・自己肯定感

授業改善

学校の取組

心と体の育成

生活習慣の確立

意欲あふれる授業

導入の工夫、教材の工夫、
アクティブ・ラーニング など

小中一貫教育の視点

系統性がある体系化した指導
情報交流と協働の指導 など

学習環境の整備

I C T 等施設・設備の充実
学習指導補助員等の導入 など

教員の授業力向上

教材研究、O J T の充実
教員研修の充実

主体的な学びの場づくり

教え合い教室等の実施、
英検、漢検、数検等の奨励など

学習コンテスト等

学習コンテストの仕組みづくり
優秀者表彰等意欲の喚起 など

補充教室、サマースクール

学習の場の確保、できる喜び
個に応じた指導の徹底 など

家庭学習の啓発

三者面談、リーフレット等、
学習点検、保護者の意識向上など

豊かな心の育成

規範意識、物事への関心・意欲
受け入れる素直な心 など

体力向上

活力ある行動、粘り強さ
困難を乗り越える意志 など

食育の推進

バランスのよい食事で健康な体、
感謝の心、文化の理解 など

挨拶やマナー、貢献活動

ボランティア精神、役割と責任
家庭や地域の一員の自覚 など

早寝・早起き・朝ごはん

十分な睡眠、脳の活性化、
心身の成長促進 など

休養・栄養・勉強・運動

心身の基礎づくり、生活リズム
節度ある生活 など

太陽の光を浴びる

脳のリセット効果、
穏やかな心の育成 など

スマホ等を控えめに

目の健康、時間の有効利用、
様々なトラブル防止 など

基本的な考え方

- 生徒の意欲の向上
- 教員の授業力向上
- 学習習慣の確立
- 区民の意識の向上

現状把握

生徒：基礎学力や学習意欲の二極化、生活習慣・学習習慣の未確立、
学校：授業力向上の停滞、多忙感増加
家庭：教育力の低下（二極化）、学力に関する意識に課題

足立区の施策

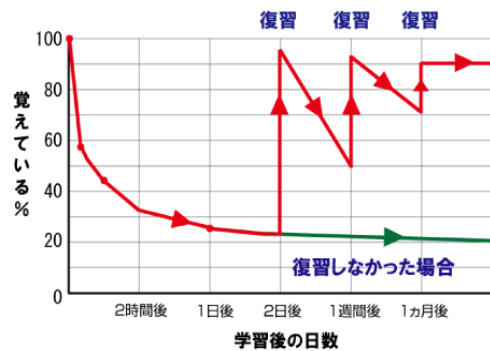
区学力調査、教科指導専門員、補習教室、
中1 夏季勉強合宿、中学生補習講座、無料学習会、
貧困の連鎖を断つ取組 など

国や都の施策

全国・東京都の学力等調査、授業改善（アクティブ・ラーニング等）、
東京ミニマム、東京ベーシックドリル
家庭の教育力支援、生活習慣の確立

学習に関する理論

エビングハウスの忘却曲線と復習の関係



教育基本法

【教育の目的】(第1条)

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

【学校教育】(第6条)

教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

【教員】(第9条) 18 新設

自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

【家庭教育】(第10条) 18 新設

保護者は、子の教育について、生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

【幼児教育】(第11条) 18 新設

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

【学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力】(第13条) 18 新設

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

学校教育法

【学校教育の目的】(第30条の2 参考)

生涯にわたり学習する基盤が培われるように、① 基礎的な知識及び技能の習得、② 思考力、判断力、表現力等をはぐくみ、③ 主体的に学習に取り組む態度を養う。